

# －医療情報取得加算について－

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、

特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

■オンライン資格確認を行う体制を有しています

■受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします

<初診時>

● 医療情報取得加算 1：3点 (月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算 2：1点 (月に1回)

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

● 医療情報取得加算 3：2点 (3ヵ月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● **医療情報取得加算 4 : 1 点 (3 ヶ月に 1 回)**

- ① **マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合**
- ② **他の医療機関から診療情報提供を受けた場合**

**正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします**

**医療法人社団 IWH 岩永歯科クリニック**

**院長 岩永 知大**